

特定非営利活動法人 mia forza
2024年度事業報告・活動決算および2025年度事業計画・活動予算

本書の構成

理事・監事からのメッセージ (P2-P4)
2024年度 事業報告 (P5-P12)
fonto 事業 こども応援事業 女性応援事業 フードパントリー事業
シェルター事業
社会の課題解決に資する調査事業
grava 事業 担い手育成事業
kunligi 事業 ハラスメント事業
2024年度会議実績 (P12)
2024年度決算報告 (P13-P16)
2024年度監査報告書 (P17)
2025年度予算 (P18)
2025年度事業計画 (P19-P20)
役員名簿 (P20)
特定非営利活動法人 mia forza 定款 (P21-P29)

※2024年度の事業報告および決算、2025年度に向けて

法人化4年目の2024年度は、これまでの3年間を振り返り、会計基準やガバナンス等、組織の根幹部分の見直しから始まりました。組織体制を整えながら、国や自治体の取り組みの変化に対応しながら既存事業の再編を行いました。新規事業としては、社会情勢を背景に国の制度を先取りしたこどもたちへの給付事業を立ち上げました。

2024年度は、全国の団体との交流や他分野の組織との連携が活発化しました。こどもたちへのe-ラーニングの提供、シングルマザーへのデジタルスキル習得サポート、国への政策提言への参加等、取り組みを広げることができました。同時に、全国大会や他団体の研修等へスタッフを積極的に派遣し

事業の安定的な継続に向け、全国のスペシャリストの参画が増えたことも2024年度の特筆すべき出来事です。2024年度は、仙台・宮城を中心に、山形、東京、埼玉、神奈川、大阪、ドイツ在住の方々が、各事業の中心的役割を担ってくださいました。

10月には、会員のみなさまと寄付者・応援者のみなさまのおかげで、仙台市中心部に拠点を構え、現在、事務所として活用するだけではなく、困難に直面しているこどもたちや女性たちの安心できる「居場所=拠り所」となっています。

2024年度決算については、組織および事業の見直し・再編にともない、事業へ参画するスタッフが増えたため委託費（科目「外注費」）が増えていました。

2025年度は、①当事者への「応援」の質の向上（当事者のニーズに応じたプログラムの充実、受益者の声を反映した事業の見直し・改善、AIやデジタルシステム・オンラインシステムの導入）②財政基盤の強化（安定した資金調達、自主財源の確保、会計上の透明性向上）③組織基盤の強化（担い手育成と増員、他団体・自治体との連携強化、組織の運営体制の整備）④社会的認知度の向上（広報活動の強化、イベントや啓発活動を通じた社会理解の促進）。これら4つを目標に掲げ、取り組んでまいります。

今後とも引き続きのお力添えを、お願ひいたします。

【理事・監事からのメッセージ】

門間尚子

特定非営利活動法人 mia forza 代表理事



会員のみなさま、寄付者のみなさま、そして、さまざまな形で私たちとともに歩んでくださっているみなさまに、心より感謝申し上げます。法人設立3年目にして最大のピンチを迎えた2024年。私たちが経験したものは、「辛い・苦しい・無念」なことだけではありませんでした。これまで以上にたくさんの方々に、お心を寄せいただき、お言葉をかけていただき、お力添えをいただき、私たちは「ひとりではない」ということを身をもって経験させていただいた一年でした。このような状況・経験を経て、今、私たちは、女性やこどもたちを応援するということは、どういうことかを深く見つめることができますようになってきています。2024年の経験を、活かし形にしていこうと、スタッフ・役員一同、2025年を踏み出しております。これからも私たち mia forza とともに、歩んでいただけましたら嬉しいです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

横山英子

特定非営利活動法人 mia forza 副代表理事

株式会社横山芳夫建築設計監理事務所 代表取締役



当会の果たすべき使命が、年々増しているように思います。いま助けが必要な方々に対して、国や自治体では対応していないことが多いからです。ルールがまちがっているのか、情報が行き届かないことが原因なのか、難しい問題がありますので、当会が細やかに根気よく対応していくことが大切だと痛感。

各事業において、学生スタッフの皆さん、専門家スタッフの皆さん、事務局の皆さんの日々の活動が、多くの方々の支援により、活発に行われていることを理事の一人として心強く思うとともに、私自身ももっと頑張らねばと反省。

新年度には、有能な新たなスタッフをお迎えすることも決まっております。一人でも多くの皆さんに、自分らしい生き方ができるような環境をつくるために、スタッフとともに、鋭意努力し、頑張ってまいります。

会員として支えてくださっている方々、ご寄付をくださっている方々、ボランティアとして参加してくださっている方々、スタッフとして参加してくださっている方々、物心両面で支えてくださっている方々、研修などでご指導くださっている方々に心より感謝申し上げます。

寺内順子

特定非営利活動法人 mia forza 理事

一般社団法人シンママ大阪応援団 代表理事

昨年は mia forza にとって大変苦しい時期でした。

しかし、こうした困難に対して門間代表はじめ新しいスタッフのみなさんが立ち向かい新しい年度を迎えることに理事として誇りを持つとともに、大阪にいるため直接的サポートが出来なかったことを大変心苦しく思っております。

物価高、とりわけお米の高騰によりシングルマザーや子どもたちの状況は一層厳しくなっており、食糧支援など生活支援がますます重要となっています。

仙台、そして宮城の女性たち、子どもたちのために、皆様からの力強い応援をさらにいただけますと幸いです。

今年度もよろしくおねがいいたします。



三浦 隆弘

特定非営利活動法人 mia forza 理事

せり農家

公益財団法人みやぎ環境とくらしネットワーク(MELON) 理事



農家として mia forza の取組みに賛同し、できることから応援させていただいている。困難のさなかにあるところ。食と農の領域から、まだまだ何かしらできないか。模索しています。居場所と役割、そして学び。mia forza の活動は、むしろこれからが大切な時節となります。今後ともどうか。気にかけていただき、かけにひなたに応援のほどよろしくお願ひいたします。

小関 正剛

特定非営利活動法人 mia forza 理事

コセキ株式会社 代表取締役



まだまだ自分自身、mia forza (ミア・フォルツァ) の活動の全容を掴めてはおりませんが、代表や法人の想いである、「ひとりじゃないよう、つながろう」と言う言葉に象徴される活動によって一人でも多くの人に手を差し伸べられる様に微力ながら組んで参りたいと思います。

どうぞ宜しくお願ひ致します。

新崎 人生

特定非営利活動法人 mia forza 理事

株式会社ミチプロ代表取締役

mia forza の活動は女性や子どもたちが安心して前に進むための大きな支えとなっています。そして、それを支える皆さんの中にはあるからこそ、その力はさらに広がっていきます。

プロレスやスポーツの世界でも多くの仲間や支援があってこそリングに立ち続けることができます。この活動も同じです。皆さんの思いと行動が誰かの人生を支え、未来を切り拓いていきます。

支える力が集まればより大きな力となる。

これからも共に希望の輪を広げていきましょう！



須田晶子

特定非営利活動法人 mia forza 監事

アネスティ法律事務所 弁護士

このたび、2024 年度をもって、監事を退任させていただくこととなりました。

2023 年の就任以降、短い間ではございましたが、スタッフの皆様や理事の皆様の熱意ある活動に触れ、私自身、多くの気づきや学びがありました。

これからも、mia forza の活動はますます求められることと思います。

監事としての任務は終了しますが、別な形で、これからも法人の活動を支援していきたいと思います。

法人に関わる全ての皆様の幸せを心よりお祈り申し上げます。



【2024年度 事業報告】

fonto 事業 こども応援事業

「こどもの居場所みあちゃん家」

本事業は、3年目に入りました。2024年11月からは、活動拠点を青葉区一番町の事務所へ移転しました。この事務所は、こども応援事業に参加をしているこどもたちと保護者の方、スタッフが力を合わせて内装を行いました。自分たちで作った場所での活動とともに、今年度もこどもたちの声を活かした「飛び出せ！みあちゃん家！」(郊外への遠足)を4回開催。毎年恒例となった、名取市・七ヶ宿町へのお出かけでは、受け入れ先の方々との交流が一層密になってきています。

こどもの居場所運営と並行して、保護者の方へは「保護者会」と「家庭訪問」「個別相談」「食糧提供」を行いました。こどもの成長にともなう子育ての苦労や出費の増加、物価高等を背景に、前年に比べ、電話やメールでの相談と家庭訪問や個別の食糧提供の回数が増えています。

事業内容

事業目的: 困難を抱えるひとり親世帯の小学生の「これ、やってみたい！」を応援することで、こどもたち一人ひとりが、より多くのことに関心を持ち、挑戦していく姿勢を育む。また、定期的・継続的に安全・安心できる場と関係性を提供することで、こどもたちがのびのびと自ら将来への夢や希望を描いたり、力と可能性を広げることができるようになることを目指す。

内容: 宮城県内のひとり親世帯の小学生とともに、遊びと学びを実践。また、昼食を囲みながら食育も進める。利用期間中の漢字・英語・数学検定等各種資格取得に係る試験費用と文具購入費用の提供。また、さまざまな職業の方を迎えて「職業人講話」を開催し、職業や働くことについてこどもたち一人ひとりが自分の考えや思い・希望を育むきっかけづくりを行なった。なお、こどもたち一人ひとりに担当のスタッフをおき、こどもたちの声や変化へ迅速且つ丁寧な対応を心がけた。

こどもたちだけではなく保護者が抱える不安についても、保護者会や個別相談、家庭訪問や情報提供を通じてサポートを行なった。

開催日時: 每月第四日曜日 14:00～17:00または10:00～17:00(遠足時)

実施日数: 2024年1月から12月末まで11日開催(台風の悪天候のため1回中止)

対象者: 宮城県内のひとり親世帯の小学生を中心に、遠足時は寺子屋利用の中高生も参加

利用人数: 5人(仙台市・名取市)

スタッフ: 大学生11人 社会人2人 担当理事1人

会場: オーガニックカフェおひさまや、みやぎ NPO プラザ、NPO 法人 mia forza 一番町事務所

助成: 公益財団法人ベネッセこども基金様



前年度の「こどもたちの声」を反映し、2024年度は「飛び出せ！みあちゃん家」(遠足)の回数を4回に増やしました。

農作業体験では、春に植えたさつまいもの収穫をしました。

また、前年度好評だった自然体験では、沢登りに挑戦しました。

3年連続で訪れている七ヶ宿町では、地元の方々とすっかり打ち解け「ただいまー！また来たよー！」という声が、こどもたちから上がりました。



「寺子屋みあちゃん家」

2023年度に引き続き、本事業は、大学生リーダーが主となって運営を進めました。「受験生だけど、勉強どうしよう」という中学生の声から始まった「寺子屋みあちゃん家」では「学ぶことを楽しむ」を大切に、学びを楽しむ土台となるこどもたちの「こころ」と「環境」への寄り添いを重視しています。そのため、本事業では、こどもたちへの寄り添いだけではなく、保護者の方や家庭全体へも、個別相談や家庭訪問、保護者会等を通して関わらさせていただいている。また、当法人他事業「女性の居場所事業」や「フードパントリー事業」とも連携し、多様なメンバーとサービスを利用していただきながら、保護者の方や家庭が直面している「困った」の緩和や解決に向けたサポートをさせていただいている。今年度も、高校受験生が在籍しました。みなさまのお力添えのおかげで「高校合格！」の声が届いております。感謝申し上げます。また、新しい取り組みとして、中学入学後に躊躇ないように学習準備段階として小学6年生の参加を試みました。

事業内容

事業目的: 困難を抱えるひとり親家庭のこどもたちの「学びたい！」を応援することで、こどもたち自身が自ら将来への夢や希望を描き、力と可能性を広げることができるようにすることを目指す。

内容: 宮城県内のひとり親世帯の小中高校生へ軽食付無料学習支援と各種資格取得に係る試験費用と文具購入費用の提供。学習支援はマンツーマンで行う。また、こどもたちだけではなく保護者が抱える不安についても、保護者会や個別相談、家庭訪問や情報提供を通じてサポートを行った。

開催日時: 金曜夜月3回 19:30-21:30開催

実施日数: 2024年1月から12月末まで36日開催

対象者: 宮城県内のひとり親世帯の小学6年生から18歳までのこども

利用人数: 小学生1人、中学生4人、高校生3人(仙台市・名取市)

スタッフ: 大学生6人 大学院生1人 社会人2人 アドバイザー1人 担当理事1人

会場: オーガニックカフェおひさまや、NPO法人 mia forza 一番町事務所

助成: 公益財団法人ベネッセこども基金様

「こどもの居場所みあちゃん家」「寺子屋みあちゃん家」をご利用されたご家庭のお母さんたちの声
(保護者会・個人面談・アンケート等より一部紹介)

質問	お母さんたちの声
利用前、お子さんについて心配だったことや、利用の動機について	「人見知りがひどくて、大勢の中にいるのが苦手でした。環境に慣れるにも時間がかかるので、この先のことが心配で、少しでも慣れして欲しいと思い申し込みました」「上のきょうだいが以前通っていたので、小さい頃から『行きたい』と憧れていたようです」「私の体調が悪くなかなか外遊びに付き合うことができなかつたので、ぜひ、と思い申し込みました」「進学しましたが、勉強が突然難しくなったようで。家計のことを慮って塾に行きたいだろうに言わないので。『ここは無料だからどう？』と言ったら、嬉しかったようで『行きたい！』と即答でした」「学校の先生に紹介されました。こどもだけではなく、私自身の応援もしてもらえるから、と。シングルマザーで心細かったので、お願ひしたいと思いました」「子どもの成績が下がっても、私では勉強が教えられなくて。どこか良いところはないかな、と探していました」「他の無料学習支援を利用していましたが、教室の雰囲気が合わなかったようでやめてしまいました。どうしたものかと思っていたところ、知り合いから情報をもらったので申し込みました」「以前問い合わせたことがあったのですが、こどもが小さすぎて利用できず見送りました。ようやく該当年齢になったので申し込みました！」

お子さんの変化	「たくさん話してくれるようになりました！思春期だし、口数が減ってしまうのも仕方がないとは思いつつも心配でした。みあちゃん家の遠足で出かけたところにまた行きたいと言うので、親子で出かけたりしています」「成績が上がりました！あんなに勉強に抵抗していたのに『寺子屋で約束したから』と、宿題や自宅学習に取り組むようになりました。びっくりです！」「反抗期のせいか家では不機嫌な顔しか見せません。でも、みあちゃん家が終わって、スタッフのみなさんと手を振って別れる時は笑顔なんです。月に数回、子どもの笑顔が見られる貴重な機会です」「勉強に前向きになりました。スタッフのみなさんを信頼しているようです。寺子屋に行くようになって、子どもが友達のことや勉強のことで悩んでいることが少なくなったように思います」「学校以外の子や大学生と関わって嬉しいと、毎回楽しみにしています。」
お子さんの学校での人間関係に変化	「自分から周囲に声をかけるようになったみたいです」「子どもの話に出てくる友達の名前が増えました。学校が楽しくなってきたようです」「人と関わることに自信がついたのか、人見知りで緊張することが少なくなったようです」「今まで、友達がいないのではないかと心配でした。大学生や親以外の大人のみなさんとの関わりの中で人付き合いが少しわかったのか、自分から友達を作れるようになったようです」
お母さんご自身の変化	「母子家庭だとどうしても孤育てと感じてしまうことがあります、子どものことを共有しているところがあるというだけで、心強いしありがたいです」「子どもの成長が沢山あって、それを共有できる人がいる安心感が、大きいです」「子どもの勉強のことで悩んでいたので、勉強はじめいろいろとアドバイスしていただけることが安心感につながりました」「子どもの変化に気がつけるようになりました。気持ちに余裕ができたからかもしれません」「孤立感を感じる事がなくなりました」「ひとり親として生活する中で不安なことも沢山ありますが、同じひとり親の方(mia forza 代表やスタッフの方。保護者の方々)と話すことで、前向きに考えることができるようになりました」
利用されてよかったです	「私や友達に話せないことでも、ここでたくさん話を聞いてもらっているようで、子どもが安定してきました」「勉強が苦手でも、勉強しようという姿勢が出てきました」「ひとりじゃないんだと、気持ちが楽になりました」「子どもがとにかく楽しそうで、私も嬉しいです」「子どものことを相談したり、悩みを聞いてもらえて助かっています」「子どもから離れる時間ができつかの間のリフレッシュになっています」「上の子をみあちゃん家でお願いしている間、下の子と2人で過ごす時間が初めて取れました。下の子の話をゆっくり聞いて良い時間です」「話を聞いてもらったり、日頃の子ども達の様子を教えてもらえるので、ひとりで子育てしている感覚がなく気持ちに余裕ができました」「勉強面で教えてもらえる安心感がもてるようになりました」「毎回楽しく通っているようです。帰りの車の中では、今日こんな話をしたとお勉強以外のことを楽しそうに喋りながら帰っています。子どもがこんなに喜ぶなんて、もっと早く利用したかったです」
保護者会の感想	「いろいろなお母さんの声が聞けてよかったです。お土産もいただいて、子どもだけではなく私たち親も大切にしてくださっているのだと感じて、嬉しかったです」「子どものことを詳しく教えていただけて良かったです」「私には見せない子どもの様子を知れて、嬉しかったです」
文具購入・各種試験受験料などの補助について	「今年も利用しました。毎年、漢字検定を受けています。『みあちゃん家が応援してくれている』と言って頑張っています」「文具購入補助をありがとうございます。家計が助かります」「英語検定で利用しました。受験料をいただくだけではなく、寺子屋で対策もしていただき安心して、自信をもって受験できたようです」

mia forzaへのメッセージ	「いつもありがとうございます。高校生になり寺子屋は卒業するはずでしたが、本人の希望を聞いて集わせていただき感謝しています」「miaさんの活動が、私たち親子の励みになっております。感謝申し上げます」「いつもありがとうございます！みあちゃん家利用させて頂いた帰り道は、いつも『楽しかった～』っと話が止まらないくらい。たくさん出来事を話してくれます」「いつも本当にありがとうございます。毎週の寺子屋を楽しみにしていて、(本人わかった気になっているだけかもしれませんが、、、)〇〇が得意！〇〇が好き！と自信を持つようになりました。苦手な科目はなかなか、継続して取り組むことが難しい面もありますが、自信を持てるような関わり方をしてくださっていること感謝いたします。これからもどうぞよろしくお願ひいたします」「こどもたちがそれぞれに考えがきちゃんとある子に育ったのは、1人ではなく、困った時に相談できる場所があるからだと思います。本当にありがとうございます」
------------------	---

「受験料給付事業」

新規事業として、宮城県内のひとり親家庭や困窮家庭の中学生3年生・高校3年生・既卒者を対象に、高校・大学等の受験費用の給付事業を立ち上げました。本事業は、2024年4月から開始される、こども家庭庁による受験料等の給付制度に先立つ取り組みです。受験料の給付のほか、卒業祝いのお菓子と希望家庭には食糧提供と相談対応を行いました。

事業内容

事業目的: 宮城県内のひとり親家庭等のこどもたちが、家庭の経済的困窮により、進学・受験を諦めるという状況をなくすことを目指す。

内容: 宮城県内のひとり親家庭等や施設に入所している中学生3年生・高校3年生・既卒者を対象に、高校・大学等の受験料の給付と卒業祝いの菓子のお届けを行なった。また、給付対象家庭のうち希望家庭への食糧提供と個別の相談対応を実施した。

実施期間: 2024年1月から3月末

対象者: 宮城県内のひとり親家庭等の中学生3年生・高校3年生・既卒者およびその家庭

利用人数: 23人。23世帯。

担当者: 事務局スタッフ2人 担当理事2人

助成: 公益財団法人パブリックリソース財団塩沼亮潤大阿闍梨基金様

受験料給付を受けてのこどもたちの声	「手助けしていただけるということに驚きました」「俺は頑張ったよ、ありがとう！」「母の負担が軽減されて嬉しいです」「親の負担を少しでも減らせてありがたいと思いました」「教科書代に充てたいと思います」「受験料を気にせず、受けたい高校が受けられました」「感謝します」「お金に余裕がなくてアルバイトばかり考えていましたけど、いただいたお金のおかげで余裕ができて、安心して入学できました。ありがとうございました」「国立を受けたので受験料が多くかかり、それを支援してくれて助かりました。ありがとうございました」「こんなことしてもらえるなんてびっくり、学用品を買う足しにしたいと思います」「純粋に援助対象に選ばれたというのが、嬉しかったです」「助かりました」「受験から進学に向けお金がかかりますが、だからといって自分が援助をいただいていいものか悩みました。でも有難く素直に助かります。感謝しています！」「結構お金がかかると気になっていましたので、ありがたかったです」
卒業祝いのお菓子をもらって	「思い入れのある豆乳のお菓子で、嬉しかったです」「自分に宅急便が届くことはないのでは、まずそれがうれしかったです。すごくおいしかったです」「美味しいかったです。ありがとうございました」

のこどもたちの声	<p>ざいます」「のしに、卒業祝と書かれていたが、すっごく嬉しかった」「お菓子の中のメッセージがとっても嬉しかったです。そして、お菓子も美味しかったです。ありがとうございました」「卒業祝いのプレゼントをいただけたと思っていなかったのでとても驚きました。ありがとうございました」「お菓子までプレゼントなんて凄いと思いました。食べたことないお菓子で美味しかったです」「受験で気持ちがカリカリしていたので、卒業祝いモードになれて嬉しかった。喜びや有難さを噛みしめました」</p>
受験料給付を受けた保護者の方たちの声	<p>「ただただ嬉しいです。出費がかさむ時期で不安が大きかったので、本当に助かりました」「高校入学に多額がかかってしまったので、受験料を応援していただき、とても助かりました。私の息子を選んでいただき、感謝の気持ちでいっぱいです」「タブレット購入だけで70,000円強の支払いでした。本当に助かりました。ありがとうございます。しました」「入学にあたり、資金が足りないくらいなので、とても助かりました」「感謝と共に、私学ですがなんとか卒業させたいと思います」「まさか受験料の補助が受けられると思いませんでしたので、助かりました」「今回、私立高校をAB日程2校を受験しました。料金の事を考えると、私立1校の推薦受験にしようか、最後まで子供と悩みましたが、1校分の受験料のご支援を頂けたので、結果としてほぼ同じ受験料となり助かりました。ありがとうございます」「大学受験の費用がかさむ中、このような支援はとてもありがたいと思いました」「そのまま本人の貯金の一部として少しでも残してあげられるで嬉しい思います。ありがとうございます」「初めて聞いた時、受験料の支援までしていただけるとは思わず驚きました」「何からなにまで、感謝しかありません。大切に使ってもらいたいと思います」「感謝の気持ちでいっぱいです。進学に向け本当に出費が多く、正直驚いていました。中学校の頃は、幸いにもお下がりを譲り受けたため必要最低限で済みましたが、高校はレベル違うと実感。義務教育の在り方を改めて感謝しましたと同時に、皆様の善意で応援金を頂戴しましたことに感謝の申し上げようもございません。本当にありがとうございました。応援金ですが、こどもと話し合い通学用の自転車の費用に充てさせていただくことになりました。こどもにとっては初の自転車です。本人が選び本人専用の自転車に心が弾んでいるようです。加え、こども曰く皆様からの善意で購入する自転車なので大切に乗り続けたいと申しております。本当に本当にありがとうございます」</p>
卒業祝いのお菓子をもらっての保護者の方たちの声	<p>「受験料応援の他にお菓子まで頂けるとは思わずとても嬉しかったです。宮城県にこんな美味しいお菓子があるとは知りませんでした。とても美味しいいただきました。ありがとうございました」「とても美味しいです。せっかくのお祝いなのに外食も連れて行ってあげられないでとても嬉しいです」「あまり祝福の言葉をいただけた機会がなかったので、嬉しく思いました「お花の形がとてもかわいらしくとてもうれしいです。華やかな気持ちになりました」「学費の貯金をするためにお菓子など買うのを我慢していたので、いただいた時とても喜んでいました。また、中にメッセージカードが入っていましたこともとても感動していました。そのカードはダイニングテーブルのところに挟みいつでも目に付くようなところで保管していました。いただいたことがよっぽど嬉しかったんだと思います。ありがとうございました」「びっくりしました。綺麗なガーベラのカードが素敵でした。ひとつ貰って食べましたが、もなかがさくさくで美味しいです。ありがとうございました」「子どもの成長と一緒に祝ってくれる方がいて本当に感謝しています」「お気持ちがありがたく、とても嬉しかったです」「感動して泣けました。大げさと思われるかもしれませんが、高校進学が当たり前の時代です。何かと準備も多くやることも沢山あり、精神的余裕もない中での贈り物でしたので、私たちを気遣ってくださる方がいらっしゃったことに有り難さと感謝と嬉しさでいっぱいになりました」</p>

fonto 事業 女性応援事業

若年女性をメインターゲットとして、誰でも立ち寄れる「夜カフェ」として『女子のホッとカフェ・mia room(ミア・ルーム)』を、2024年9月末日まで開催しました。回を重ねる毎に、利用者層の変化と相談内容が拡大して行ったことから、10月からは事業の見直しと担当スタッフの研修を行い、2025年1月より、利用者の方のニーズと状況に合わせた新たなプログラム構成へ移行しました。

事業內容

事業目的:女性ひとりひとりが直面している課題の緩和・解決に向けたサポートを行うことで、ひとりで多くの女性の「生きる力」の取り戻しと、力の回復、可能性を広げることを応援する。

詳細内容:①個別相談 メール・SNS・面談(リアル・オンライン)・電話にて対応

相談件数 199件 相談者年代 10代～50代

主な相談内容 孤独 離婚 暴力被害 いじめ 親からの暴力 友人関係 家族関係
子育て 職場の人間関係 仕事について 賃貸借 経済的困窮 就職
退職 労働問題 精神疾患 妊娠 中絶 パートナーからの暴力 など

②女子のホットカフェ・mia room

開催数 38回 利用者年代 10代～60代

主な対応内容 話を聞いて欲しい 付き合っている人のこと こどものこと 友人関係
職場の人間関係 仕事について 孤独 賃貸借 経済的困窮 就職
退職 学園問題 パートナーからの暴力 など

③各種自助グループ

「シングルマザーのおしゃべり会」 開催1回

④食糧・生活用品の提供

提供対象者 mia room と自助グループの利用者・シングルマザー

提供内容 米 乾麺 カップラーメン スープ レトルト食品 液凍食品 果物 野菜

缶詰、カレー等のルー、調味料、飲料、菓子、非常食、生理用品、化粧品、本、文具、靴、衣類、こども用品、ペットフードなど

提供回数 85回 提供人数 185人(シングルマザーの子を含む)

⑤スタッフ研修

助成機関の研修会(5回)へ参加をした他、法人独自の研修会(5回)を開催

事業スタッフ：大学生1人、社会人5人、事業リーダー2人（年度途中で交代）、代表理事1人

助成:一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)様 公益財団法人地域創造基金さなぶり様



「mia room」や自助グループでは、利用者の方と一緒にお菓子やお茶をいただきます。美味しいもの・甘いものは、おなかを満たすだけではなく、緊張を和らげ話やすい関係作りに役立っています。

fonto 事業 食糧提供事業

これまで行なってきたひとり親家庭への大規模フードパントリーを3月末で終了し、4月からは女性応援事業・こども応援事業の利用者を対象に行いました。今年度の食糧事業の特徴は、食糧提供と個別相談対応を同時にすることで、困窮状態の緩和や解消を目指したことです。就職・転職ができた方や暴力被害状況からの離脱等、短期間で自身が希望する方向へ踏み出された方が多くいました。

高校生世代への食糧提供は、さらにニーズが高まったことから継続。利用している高校生世代の中には、女子の居場所や個別相談、シェルター利用等が始まる方もいました。若年者を保護している他団体からも食糧・生活用品等の提供依頼があり、対応をしました。また、他県被災地のこどもや女性の支援団体にも食糧・生活用品の提供を行いました。

事業内容

事業目的: 困窮しているこどもと女性へ食糧・生活用品の提供を行うと同時に、並行して相談等のサポートを行い、困窮状態の緩和や解消を目指す。

提供回数 149回 提供人数: 3,063人

提供内容 米、乾麺、カップラーメン、スープ、レトルト食品、冷凍食品、果物、野菜、缶詰、カレー等のルー、調味料、飲料、菓子、非常食、生理用品、化粧品、本、文具、靴、衣類、こども用品、ペットフード、マスクなど

事業スタッフ: ボランティアスタッフ23人 社会人スタッフ3人 担当理事1人 代表理事1人

助成: 一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)様 公益財団法人地域創造基金さなぶり様
社会福祉法人中央共同募金会様(2024年3月末まで)

寄付: 認定NPO法人お寺おやつクラブ様 NPO法人フードバンク仙台様 オタワ愛徳修道女会様
愛子大仏仙台佛国寺様 株式会社リトルベアー様 宮城県漁業協同組合様 コスメバンク様
NPO法人チャリティーサンタ様 ほか

fonto 事業 シェルター事業

2022年に成人年齢が18歳に引き下げられ、「18歳高校生」が児童相談所のサポート対象から外れたことから、ここ数年、当法人のシェルター利用者の層が変わってきています。

任意団体当時から2022年までは、DV等の暴力被害女性等の利用がほとんどでしたが、2024年度は17歳・18歳の利用が主となりました。入所経緯は、高校からの依頼が多く、なかには、自治体の児童相談所からの依頼もありました。

自主財源事業

社会の課題解決に資する調査事業

食糧提供事業やこども応援事業、女性応援事業等の当事者への直接支援事業を通して、調査事業を行っています。2024年度は、生きづらさを抱える宮城県内の高校生を対象に、全国でも珍しい、高校生のQOL調査を行いました。本調査を通して、東日本大震災の影響が高校生にも出ていることや、困難な状況にある生徒ほどサポートにつながりにくいことなどがわかつてきました。

助成: 社会福祉法人中央共同募金会様

grava 事業 担い手育成研修事業

担い手育成研修事業では、一般公開研修4回、法人内部研修2回を開催しました。一般公開研修では、女性と子どもを取り巻く法制度の変化を踏まえたテーマを据え、ハイブリッド方式で開催しました。4回の研修会の参加人数は、のべ182名。北海道から九州までの方にご参加いただきました。

法人研修は、女性応援事業と子ども応援事業のスタッフ研修をそれぞれ行いました。日頃の活動での疑問や学んでみたいことをピックアップし、スタッフ自らがテーマを決めて研修を企画・実施しました。

法人主催の研修は合計6回にとどまりましたが、2024年度は他団体主催の研修に積極的にスタッフ(事業リーダー・社会人スタッフ・大学生スタッフ)を派遣しました。

助成:一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)様 公益財団法人地域創造基金さなぶり様
公益財団法人ベネッセこども基金様 一部自主財源



災害のあづか地域における女性や子どもへの応援とは?

毎日大震災の1年。
被災の女性は、過度の心の疲れでどうやら?
今生き残る女性や子どもの命の危険にならないか?
ここに生き残る女性や子どもの命を守るために、
災害のあづか地域における女性や子どもの命について考えませんか?

子どもを応援する活動において、大切なことは何でしょうか?

今、子どもが抱える問題、子どもたちの健やかな成長を育むために、

本研修では、セーフティーラインを作ります。子どもたちももちろん、

自分たちの命を守るために、一緒に活動していきましょう。

女性や子どもを支える団体・活動家の方々とともに学ぶ研修

特定非営利活動法人 mia forza 女性や子どもの命を守るために学ぶ育成事業
女性や子どもを支える団体・活動家の方々とともに学ぶ研修
女性と子どもを応援する具体的な手立てを考える
~共同研修・女性応援新法を学び「JANPIA力」を磨いていくこう!~
女性や子どもを支える団体・活動家の方々と一緒に活動が、大きくなっています。
女性や子どもを応援したい活動私たちは、このことで、必要な知識・情報を学びます。
本研修では、女性支援活動に今後の活動内容(井戸戸田市)について学びます。

こどもや女性に関する法制度や最新情報を学んでいただきました。また、自治体の方をお招きすることで、自治体の取り組みを知り、今後の官民連携についてともに考える機会になりました。

kunligi 事業 NPO・ボランティア団体におけるハラスメントに関する事業

2021年度よりスタートした「NPO・ボランティア団体におけるハラスメントに関する事業」は、2023年度までに調査・団体内ハラスメント対応者育成研修・ハラスメント対応にかかる専門家との研究会・フォーラムを行いました。2024年度は、団体内でのハラスメント対応者へのアンケート調査を行いました。また、これまでの事業経緯よりハラスメント対応のハンドブックを作成をしました。2024年4月からは、弁護士とともに、全国から寄せられるハラスメント相談への対応・ハラスメントが起きた団体の再発防止および団体再生サポート等にあたっています。

助成:公益財団法人庭野平和財団様(2024年3月末まで。以降は自主財源にて実施)



NPO・ボランティア団体(以下、NPO等)
にとって、今や、活動や組織を継続する上で、ハラスメント対策は欠かせないものとなっています。



「ハラスメント予防対応実践ハンドブック」は、「これからハラスメント対応に取り組む団体」にも、「ハラスメントが起きてしまった団体」にも、活用いただける一冊。

2024年度は、ハラスメントに関する研修やハラスメントに関する講演依頼も増えました。研修や講演の際にも、本ハンドブックを活用しています。

【2024年度会議実績】 臨時総会:1回 理事会:7回開催 事務局・会計会議:22回開催

【2024年度決算報告および2025年度予算】

法人名： 特定非営利活動法人mia forza

活動計算書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	88,000		
賛助会員受取会費	14,000	102,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,839,106		
資産受贈益	322,830	4,161,936	
3. 受取助成金等			
受取助成金	18,099,226	18,099,226	
4. 事業収益			
相談対応事業「kunligi(クンリギ)事業」収益	22,000	22,000	
5. その他収益			
受取利息	204		
雑収益	531,000	531,204	
経常収益計			22,916,366
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	4,560,000		
法定福利費	699,846		
人件費計	5,259,846		
(2)その他経費			
謝金	1,611,000		
印刷製本費	22,880		
会議費	642,210		
旅費交通費	1,219,984		
通信運搬費	212,580		
消耗品費	335,988		
保険料	28,832		
研修費	2,220		
支払手数料	103,225		
提供用物品費	1,267,070		
印刷費	67,655		
食材費	385,493		
外注費	4,874,410		
その他経費計	10,773,547		
事業費計		16,033,393	
2. 管理費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	20,900		
交際費	25,841		
旅費交通費	125,970		
通信運搬費	17,406		
消耗品費	410,079		
水道光熱費	3,085		
地代家賃	357,400		
支払報酬	308,000		
保険料	11,520		
諸会費	29,000		
租税公課	51,200		
研修費	127,300		
支払手数料	15,516		
外注費	220,000		
印刷費	1,330		
その他経費計	1,724,547		
管理費計		1,724,547	
経常費用計			17,757,940
当期正味財産増減額			5,158,426
前期繰越正味財産額			2,632,006
次期繰越正味財産額			7,790,432

法人名： 特定非営利活動法人mia forza

貸借対照表

2024年 12月 31日 現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,485,764		
未収入金	450,380		
棚卸資産	435,000		
立替金	7,980		
預け金	1,171,245		
流動資産合計		9,550,369	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			9,550,369
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	788,899		
前受助成金	971,038		
流動負債合計		1,759,937	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			1,759,937
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	2,632,006		
当期正味財産増減額	5,158,426		
正味財産合計			7,790,432
負債及び正味財産合計			9,550,369

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業費の内訳

(単位:円)

科 目	直接支援事業「fonto (フォント)事業」	人材育成事業 「grava(グラヴァ)事業」	相談対応事業「kunligi (Kunリギ)事業」	休眠預金事業「若年女性支援事業」	合 計
(1) 人件費				4,560,000	4,560,000
役員報酬				699,846	699,846
法定福利費					
人件費計	0	0	0	5,259,846	5,259,846
(2) その他経費					
謝金	1,121,000	30,000	460,000	0	1,611,000
印刷製本費	16,080	6,800	0	0	22,880
会議費	391,250	35,320	1,640	214,000	642,210
旅費交通費	885,905	5,800	61,811	266,468	1,219,984
通信運搬費	51,616	0	150,000	10,964	212,580
消耗品費	267,998	9,007	0	58,983	335,988
保険料	0	0	0	28,832	28,832
研修費	2,220	0	0	0	2,220
支払手数料	31,290	440	3,840	67,655	103,225
提供用物品費	1,014,242	0	0	252,828	1,267,070
印刷費	67,655	0	0	0	67,655
食材費	309,493	0	0	76,000	385,493
外注費	1,213,800	0	782,630	2,877,980	4,874,410
その他経費計	5,372,549	87,367	1,459,921	3,853,710	10,773,547
合計	5,372,549	87,367	1,459,921	9,113,556	16,033,393

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は5,138,426円であり、そのうち使途が特定されている正味財産はありません。なお、当期増加額と助成金総額との差額971,038円は、前受助成金として貸借対照表に計上しています。

(単位:円)

内容(助成金)	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考	
					助成金総額	当期増加額との差額
公益財団法人地域創造基金さなぶり(休眠預金若年女性支援)	0	9,005,853	9,005,853	0	9,005,853	0
公益財団法人ベネッセこども基金	0	3,210,788	3,210,788	0	4,181,826	971,038
社会福祉法人中央共同募金会	0	3,101,704	3,101,704	0	3,101,704	0
公益財団法人庭野平和財団	0	2,011,702	2,011,702	0	2,011,702	0
公益財団法人パブリックリソース財団(第1回塩沼大阿闍梨基金)	0	435,553	435,553	0	435,553	0
社会福祉法人宮城県共同募金会	0	333,626	333,626	0	333,626	0
合 計	0	18,099,226	18,099,226	0	19,070,264	971,038

法人名： 特定非営利活動法人mia forza

財産目録

2024 年 12 月 31 日 現在

(単位:円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
手元現金	77,906
七十七銀行普通預金	190,316
ゆうちょ銀行通常貯金	6,093,381
ゆうちょ銀行振替口座	1,124,161
未収入金	
任意団体mia forza	450,380
棚卸資産	
貯蔵品	435,000
立替金	
源泉所得税	7,980
預け金	
スタッフ	270,000
役員	901,245
流動資産合計	9,550,369
2. 固定資産	
固定資産合計	0
資産合計	9,550,369
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	
12月分経費	272,759
社会保険料	115,506
代表理事	400,634
前受助成金	
受取助成金未使用額	971,038
流動負債合計	1,759,937
2. 固定負債	
固定負債合計	0
負債合計	1,759,937
正味財産	7,790,432

監査報告書

2025年3月14日

特定非営利活動法人 mia forza
代表理事 門間 尚子 殿

特定非営利活動法人 mia forza

監事 須田 晶子



私は、監事として、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2024年1月1日から同年12月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。
その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び会計担当者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び活動計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

【2024年度決算報告および2025年度予算】

科 目	2023年度決算				2024年度決算（案）		2025年度予算（案）	
I 経常収益								
1.受取会費								
正会員受取会費	35,000				88,000		88,000	
賛助会員受取会費	11,000	46,000			14,000	102,000	14,000	102,000
2.受取寄附金								
受取寄附金	1,522,964	1,522,964			3,839,106		4,500,000	4,500,000
資産受贈益					322,830	4,161,936		
3.受取助成金等								
受取民間助成金	16,744,497	16,744,497			18,099,226	18,099,226	11,000,000	11,000,000
4.事業収益								
事業収益	40,000	40,000			22,000	22,000	30,000	30,000
5.その他収益								
資産受贈益								
受取利息	65				204			
雑収益	5,687	5,752			531,000	531,204		
経常収益計			18,359,213			22,916,366		15,632,000
II 経常費用								
1.事業費								
(1)人件費								
役員報酬	1,405,000				4,560,000		4,560,000	
給料手当	150,000				699,846		700,000	
法定福利費								
退職給付費用								
福利厚生費								
人件費計		1,555,000				5,259,846		5,260,000
(2)その他経費								
食材費	6,481,387				385,493		400,000	
提供用物品費	1,817,543				1,267,070		1,000,000	
会議費	639,379				642,210		640,000	
通信発送費	207,165				212,580		100,000	
謝金	2,497,500				1,611,000		1,800,000	
印刷・コピー代	22,845				90,535		80,000	
外注費	2,285,842				4,874,410		5,000,000	
旅費交通費	1,318,929				1,219,984		1,300,000	
保険料	45,742				28,832		40,000	
支払手数料	35,925				103,225		110,000	
研修費					2,220			
新聞図書費	4,328						10,000	
支払報酬	98,000							
消耗品費	193,715				335,988		250,000	
雑費	2,312						10,000	
助成金自己負担費							2,320,000	
その他経費計		15,650,612			10,773,547		13,060,000	
事業費計		17,205,612			16,033,393		13,060,000	
2.管理費								
(1)人件費								
役員報酬	380000							
給料手当								
法定福利費								
退職給付費用								
福利厚生費								
人件費計		380000				0		
(2)その他経費								
会議費	3,790				20,900		20,000	
旅費交通費	104,650				125,970		120,000	
支払手数料	11,051				15,516		18,000	
外注費・支払報酬	1,164,546				308,000		300,000	
印刷・コピー代	950				1,330		1,500	
文具・備品費								
講師謝金								
通信・発送費	12,176				17,406		20,000	
消耗品費	20,630				410,079		400,000	
交際費	35,750				25,841		30,000	
保険料	1,865				11,520		15,000	
租税公課	51,950				51,200		51,200	
研修費	1,000				127,300		52,000	
水道光熱費					3,085		150,000	
地代家賃					357,400		1,320,000	
外注費					220,000		200,000	
諸会費					29,000		30,000	
雑費								
その他経費計		2,031,458			1,724,547		2,727,700	
管理費計		2,411,458			1,724,547		2,727,700	
経常費用計		19,617,070			17,757,940		15,787,700	
III 経常外収益								
経常外収益計								
IV 経常外費用								
経常外費用計								
税引前当期正味財産増減額								
法人税等								
当期正味財産増減額		-1,257,857				5,158,426		-155,700
前期繰越正味財産額		3,889,863				2,632,006		7,790,432
次期繰越正味財産額		2,632,006				7,790,432		7,634,732

〔2024年度決算及び2025年度予算に関する注記〕

(1) 2024年度決算（案）の法人税等は、現時点では未確定。

(2) 2025年度予算の受取民間助成金は、2025年3月末日までに助成決定・内定を受けたもの。

【2025年度 事業計画】

2025年度の基本方針

以下4つの基本方針に基づき、事業を推進します。

- 1.当事者への「応援」の質の向上（当事者のニーズに応じたプログラムの充実、受益者の声を反映した事業の見直し・改善、AIやデジタルシステム・オンラインシステムの導入）
- 2.財政基盤の強化（安定した資金調達、自主財源の確保、会計上の透明性向上）
- 3.組織基盤の強化（担い手育成と増員、他団体・自治体との連携強化、組織の運営体制の整備）
- 4.社会的認知度の向上（広報活動の強化、イベントや啓発活動を通じた社会理解の促進）

事業名 (定款記載の事業)	具体的な事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
女性やこどもへの直接支援事業 「fonto(フォント)事業」(第5条1項(1))	①子どもの居場所の提供	毎月4回	法人事務所	14名	①日曜午後；定員上限8名 ②金曜夜；定員上限8名
	②女性の居場所の提供	通年	非公開	4名	定員上限8名
	③各種自助グループ	通年	非公開	2名	各回定員上限7名
	④女性や子どものためのシェルターの運営	通年	非公開	5名	非公開
	⑤女性のための相談対応	随時	オンライン/対面	3名	
	⑥フードパントリー	不定期	各所	2名	年間1,500名程度
	⑦受験料給付	1月～3月	法人事務所	3名	30名程度
	⑧上記のほか、困難な状況にある女性と子どもの状況改善をめざす活動	検討	—	—	—
女性や子どもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の実施と、その教材の開発・販売など、人材育成事業 「grava(グラヴァ)事業」(第5条1項(2))	女性と子どもを支える担い手養成研修	不定期	対面/オンライン	5名	各回定員10名～50名程度
	ハラスメント対応者の養成研修	検討	—	—	—
	女性と子どもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の教材の開発・販売など	検討	—	—	—
女性や子どものための支援活動を行う団体や、その活動者そのためのハラスメント相談窓口の運営など、相談対応事業 「kunligi(クンリギ)事業」(第5条1項(3))	女性や子どものための活動を行う活動者や団体におけるハラスメントの調査	検討	検討	2名	未定
	女性や子どものための活動を行う活動者や団体のためのハラスメント相談窓口の運営	随時	オンライン/対面	2名	未定

社会の課題解決に資する調査活動（第5条1項（4））	検討	隨時	—	3名	—
社会の課題解決に向けたしくみづくり活動（第5条1項（5））	検討	隨時	—	8名	—
その他この法人の目的を達成するために必要な事業（第5条1項（6））	HP・SNS・メールマガジン等情報発信	隨時	—	3名	各100名程度

【理事・監事の選任について】

2024年度の役員のお名前、任期、役職

お名前(敬称略)	就任時点での任期	役職
門間 尚子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	代表理事
横山 英子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	副代表理事
寺内 順子	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事
三浦 隆弘	2023年1月1日から2024年12月31日まで	理事
小関 正剛	2024年3月17日から2024年12月31日まで	理事
新崎 人生	2024年3月17日から2024年12月31日まで	理事
須田 晶子	2023年2月23日から2024年12月31日まで	監事

2024・2025年度の役員のお名前、任期、役職など

お名前(敬称略)	就任時点での任期	役職	備考
門間 尚子	2025年1月1日から2026年12月31日まで	代表理事	継続
横山 英子	2025年1月1日から2026年12月31日まで	副代表理事	継続
寺内 順子	2025年1月1日から2026年12月31日まで	理事	継続
三浦 隆弘	2025年1月1日から2026年12月31日まで	理事	継続
小関 正剛	2025年1月1日から2026年12月31日まで	理事	継続
新崎 人生	2025年1月1日から2026年12月31日まで	理事	継続
須田 晶子	2025年1月1日から2025年3月25日まで	監事	退任
青木 ユカリ	2025年3月25日から2026年12月31日まで	監事	新任

以上

【特定非営利活動法人mia forza 定款】

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人mia forza(ミア・フォルツァ)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、困難な状況にある女性とこどもを支え・応援することを通して、地域や社会において女性とこどもが直面している課題を解決するとともに、誰もが安心して個々の幸せを追求し実現できる社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)社会教育の推進を図る活動

(3)まちづくりの推進を図る活動

(4)災害救援活動

(5)地域安全活動

(6)人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(7)国際協力の活動

(8)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(9)子どもの健全育成を図る活動

(10)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(11)消費者の保護を図る活動

(12)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)女性やこどもへの直接支援事業「fonto(フォント)事業」

①こどもの居場所の提供

②シングルマザーの語り合いの場の提供

③暴力被害女性の語り合いの場の提供

④女性やこどものためのシェルターの運営

⑤女性のための相談対応

⑥女性やこどものための食糧支援

⑦上記のほか、困難な状況にある女性とこどもの状況改善をめざす活動

(2)女性やこどもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の実施と、その教材の開発・販売など、人材育成事業「grava(グラヴァ)事業」

(3)女性やこどものための支援活動を行う団体や、その活動者のためのハラスメント相談窓口の運営など、相談対応事業「kunligi(クンリギ)事業」

(4)前各号の活動を通じた社会の課題解決に資する調査事業

(5)前各号の活動を通じた社会の課題解決に向けたしくみづくり事業

(6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1)この法人の目的を共有して活動する意思を有すること。

(2)団体は、団体としての意思決定機関を有していること。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものがこの法人の目的を共有して前向きに活動する意思を有していると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他拠出の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上7人以下

(2)監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人以上2人以内を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業報告及び決算

(5)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)会費の額

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 総会は、オンライン会議システム又はハイブリット型会議により開催することができる。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができるほか、オンライン会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又はオンライン会議システムを用いた参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があつたものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1)事業計画及び予算並びにその変更

(2)借入金

(3)事務局の組織及び運営

(4)総会に付議すべき事項

(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(持ち回り決議)

第39条 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の決議とすることができます。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り決議の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯及び各理事の表決結果と付記意見の内容をもって議事録とする。この議事録には、代表理事1名以上及び副代表理事1名以上が記名押印または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立の時の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄附金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動事業に係る事業に関する資産の1種とし、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に係るもの除く。)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された女性やこどもを支援する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表も含めて、この法人のウェブサイトに掲載して行う。ただし、法に公告の方法を官報と規定された事項については、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 門間尚子

代表理事 青木彰子

副代表理事 石川久美子

理事 寺内順子

理事 三浦隆弘

理事 横山(戸籍姓 光山)英子

監事 小田嶋章宏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2021年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

①入会金 0円 ②年会費 個人5,000円、団体10,000円

(2)賛助会員

①入会金 0円 ②年会費 個人3,000円、団体5,000円